〃	〃	—2	〃
〃	—45型	—3	〃
〃	—50型		
ダイキ合併処理浄化槽	FCF—A1型	8—04K—H—006	〃
〃	—A2型	—1	〃
〃	—A3型	—2	〃
〃	—A4型	—3	〃
〃	—B2型	—4	〃
〃	—B3型	—5	〃
〃	—B4型	—6	〃
〃	—B5型	—7	〃
〃	—B6型	—8	〃
〃	—B7型	—9	〃
ダイキ合併処理浄化槽	FCF—A1N型	8—04K—H—007	〃
〃	—A2N型	—1	〃
〃	—A3N型	—2	〃
〃	—A4N型	—3	〃
〃	—B2N型	—4	〃
〃	—B3N型	—5	〃
〃	—B4N型	—6	〃
〃	—B5N型	—7	〃
〃	—B6N型	—8	〃
〃	—B7N型	—9	〃
〃	—B5W型	—10	〃
〃	—B6W型	—11	〃
〃	—B7W型	—12	〃
〃	—B8W型	—13	〃
〃	—B9W型	—14	〃
〃	—B10W型	—15	〃
〃	—B11W型	—16	〃
〃	—B12W型	—17	〃
〃	—B13W型	—18	〃

○四国地方整備局告示第百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号及び三百十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
吉野川市鴨島町上下島字宮内八六番八地先から同市鴨島町上下島字宮内八七番八まで	前	一三・五メートル	二八・八メートル
	後	一三・六メートル	三五・六メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

二　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
吉野川市山川町前川三九番一から同市山川町前川二七番三まで	前	一〇・九メートル	一六・一〇メートル
	後	一一・二メートル	一六・一〇メートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

三　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡仁淀川町橘字アカダキ六番二から愛媛県上浮穴郡久万高原町中津字久主四二八六番一まで	前	BA　八・七〇メートル	一八六・三〇メートル	上記A及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　一七・四〇メートル	二一・七四〇キロメートル	
		八・七〇メートル	二一・〇八〇キロメートル	
		一七・四〇メートル	八六・三〇メートル	
		八七・〇〇メートル	二一・七四〇キロメートル	
			二一・〇八〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月一日

四国地方整備局長　足立　敏之

一　供用開始の区間　図面縦覧場所

路線名　三十三号　高知県吾川郡仁淀川町橘字アヲギノモト一七七番から同町橘字ミヤノマエ一七五番一まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十月一日

○九州地方整備局告示第百十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月一日

九州地方整備局長　岡本　博

一　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
雲仙市千々石町甲字塔ノ峯四〇七番一から同市千々石町甲字床田二四六番三まで	前	一一・八メートル	一九・二メートル
	後	一一・八メートル	一八・四メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月一日

北海道開発局長　関　克己

一　供用開始の区間　図面縦覧場所

路線名　三十六号　苫小牧市字植苗一五六番一から同市字植苗一五六番二一まで　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

供用開始の期日　平成二十一年十月一日